

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

平成31年3月1日
-217号-

消費生活トラブル情報

注目!

架空請求はがきの新たな手口にご注意を!

相談事例



『地方裁判所管理局』と名乗る機関からはがきが届いた。はがきには、『特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれ、桐花紋が印刷されていた。事前の連絡なくはがきで裁判所から通知が来るのはおかしいと思うが、どうしたらいいか。

アドバイス



- 「地方裁判所」と名乗っていますが、裁判所とは一切関係はありません。裁判所の名称を不正に使用しています。
- 桐花紋のような紋章が印刷されていますが、公的機関からの請求ではありません。
- 正式な裁判手続では、訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で郵便職員が直接手渡すことが原則となっており、はがきで郵便受けに入れておくことはありません。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口又は山口県消費生活センターに相談してください。

参照先：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190222_1.pdf

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

注意情報

山口県警「防犯情報」

パソコン
スマホ 使用中の「登録されました」に注意！

相談事例



○ウェブページを閲覧中、突然「会員登録されました」という画面が表示された。
○画面には、「誤って登録された方は24時間以内にお客様センターへ連絡するように」と記載がある。
どうしたらいいか。

どうすればいいの？



- 典型的なワンクリック請求の手口なので、**無視**してください。
- 画面に表示されている連絡先には電話しないでください。
- ◎ 困ったときは、**消費生活センター**や**警察署**に相談ください。

参照先:山口県警「防犯情報」

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあることから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 通信販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故のブースを設置。

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましよう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間

【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。